

鳥取県グリーン商品認定要綱

(目的)

第1条 グリーン商品の普及を推進することにより、循環資源の適正な利用の促進を図るとともに環境産業の育成を図り、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

第2条 この要綱において、「循環資源」とは、次に掲げる物のうち資源として利用できるものをいう。

(1) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）

(2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

(3) 鳥取県認定グリーン商品（以下「認定商品」という。）

2 この要綱において、「グリーン商品」とは、循環資源を原材料として県内で製造され又は加工され、県内外で販売される物をいう。

(認定等)

第3条 知事は、グリーン商品のうち、循環資源の適正な利用の促進及び環境への負荷の低減に資するものを認定商品として、認定することができる。

2 前項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、別に定める申請期間において、様式第1号により認定の申請を行うものとする。

3 知事は、認定をしたときは、その申請者に様式第2号による認定証を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

(認定審査)

第4条 前条第2項の規定による申請については、別に定めるところにより設置する鳥取県グリーン商品認定審査会（以下「審査会」という。）において、認定の適否を審査する。

2 審査会は、原則として毎年度2回開催するものとする。

3 前項の審査会は、構成員全員の同意があるときは、参集の手続きを経ることなく開催することができる。

4 前項の規定により審査会を開催する場合には、構成員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的記録により受理し、記録しなければならない。

(認定対象商品)

第5条 認定の対象となる商品は、グリーン商品のうち別表1に掲げる要件、その他知事が審査会の意見を聴いて別に定める要件に適合するものとする。

(認定期間等)

第6条 認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

2 前項の規定に関わらず、認定を受けた者は、その更新を希望するときは、原則として、下記の表の第1欄に掲げる認定の有効期限の属する月（以下「期限月」という。）に応じて、同表第2欄に掲げる提出期限に定める期日までに、様式第3号により申請を行わなければならない。

期限月	提出期限	更新日
4月～9月	期限月と同年の1月31日	期限月と同年の4月1日
10月～12月	期限月と同年の7月31日	期限月と同年の10月1日
1月～3月	期限月の前年の7月31日	期限月の前年の10月1日

3 前項の規定による更新の申請があったときは、商工労働部産業未来創造課長（以下「産業未来創造課長」という。）は、次の各号に掲げる事項について内容を審査し、必要に応じて現地調査を実施したうえで更新の可否を決定するとともに、更新結果について審査員に報告するものとする。

- (1) 製造加工場所が鳥取県内であること
- (2) 現に販売されている商品であること
- (3) 特別管理廃棄物を原料としていないこと
- (4) 環境基準に係る法令について認定基準を満たしていること
- (5) 循環資源の県内調達率が、別表2に掲げる基準を満たしていること
- (6) 循環資源の利用割合が、別表3に掲げる基準を満たしていること

4 更新に係る認定の日（以下「更新日」という。）は、第2項の表の第3欄に掲げる日とし、更新後の認定期間は更新日から3年を経過する日までとする。

5 産業未来創造課長は、第3項の規定による更新の可否の決定をしたときは、様式第3号の2により申請者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

（変更の届出）

第7条 認定事業者（認定（前条第3項において準用する第3条第1項の規定によるものを含む。）を受けた者をいう。以下同じ。）は、認定に係る申請事項のうち第5条に規定する要件（以下「認定要件」という。）に係る事項等に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第4号により知事に届け出なければならない。

（認定の廃止）

第8条 認定事業者が認定の廃止を希望するときは、様式第5号により知事に届け出るものとする。

（認定の取消し）

第9条 知事は、次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。ただし、第1号から第3号に該当するときは、事前に審査会における審査を経るものとする。

- (1) 認定商品が、認定要件に適合しなくなったとき。
- (2) 認定事業者が、事業を継続することができなくなったとき。
- (3) 認定事業者が、偽りその他不正な手段により認定を受けたと認められるとき。
- (4) 認定事業者が、第11条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を行ったとき。

（認定商品の表示等）

第10条 認定事業者は、別に定めるところにより、認定商品等にその旨を表示することができる。

（報告等）

第11条 認定事業者は、各年度における認定商品の認定要件への適合状況等について、様式第6号により報告書を作成し、翌年度の4月末までに、知事に報告を行うものとする。

2 知事は、必要に応じて、認定商品の認定要件への適合状況等について、認定事業者又は原材料として利用される循環資源を排出し、若しくは納入する者に対し報告を求めることができる。

3 知事は、必要に応じて、認定商品の認定要件への適合状況を調査するため、認定事業者に認定商品の提供を依頼することができる。

（書類の保存）

第12条 認定事業者は、この要綱に基づいて行う申請、届出又は報告の際に作成した関係書類を当該申請、届出又は報告の日から3年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認定について必要な事項は、鳥取県商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月23日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月14日から施行する。

2 改正後の第6条第1項の規定は、この要綱の施行の日以降に行う商品の認定から適用し、同日以前に行われた商品の認定の有効期間については、なお従前の例による。

3 改正後の第11条第1項の規定は、平成18年度における認定商品の認定基準への適合状況等の報告から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以降に行う認定（第6条第3項において準用する第3条第1項の規定によるものを含む。）から、改正後の様式の規定は、同日以降に行う手続から、それぞれ適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年8月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月12日から施行する。

2 施行前に認定（第6条第3項において準用する第3条第1項の規定によるものを含む。）されている商品については、現に交付されている認定証の認定の有効期間の間は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年（施行日）から施行する。

2 認定の有効期限が令和8年3月31日までに到来する商品については第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1（第 5 条関係）

鳥取県グリーン商品認定要件

区分	要 件
基本的事項	（１）生活環境の保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所で製造され、又は加工されること。 （２）申請時においてすでに販売されており、又は申請から 6 ヶ月以内に販売されるのが確実であること。 （３）当該商品について適用される、関係法令等を遵守していること。
安全性への配慮	（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物及び同法第 2 条第 5 項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。 （２）商品について次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める要件を満たしていること。 ア 販売等にあたり、商品に適用される関係法令等に溶出等の基準がある場合 当該基準に適合していること。 イ ア以外の場合 次に掲げる基準のすべてに適合していること。 （ア）環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準 （イ）土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項に規定する含有量に関する基準 （ウ）ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準 （３）その他知事が必要と認める基準等に適合していること。
規格等	次のいずれかの規格に適合しているか、又はこれらに準じたものであること。 （１）日本産業規格（JIS） （２）日本農林規格（JAS） （３）エコマーク商品認定基準 （４）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 6 条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断の基準及び配慮事項 （５）鳥取県土木工事共通仕様書 （６）その他公的な機関が定める品質等の基準 （７）その他知事が適当と認めるもの
循環資源の利用	（１）原材料として利用する循環資源（利用する循環資源が二以上ある場合は、そのいずれかの循環資源）の県内調達率が、別表 2 に定める率以上であること。ただし、既存の認定商品に類似の機能、構造、特性等を有するものがないグリーン商品及び県内で発生する廃棄物等を県外で処理した際に発生する循環資源については、この限りでない。 （２）品目ごとに別表 3 に定める率の循環資源を原材料として利用していること。

別表 2（別表 1、第 6 条関係）

循環資源の種類	間伐材	木くず	がれき類	動植物性残さ	樹皮	ガラスくず	その他
県内調達率	70%	70%	60%	60%	50%	40%	できる限り高い率

別表3（第5条、第6条関係）

品目別循環資源利用割合に関する基準

品目	商品例	循環資源	製品中の循環資源の利用割合 (重量割合)	備考	
紙製品	衛生用紙	古紙・再生パルプ	概ね100%		
	情報用紙		概ね100%		
			印刷用紙、フォーム用紙等	概ね70%以上	
	紙製の事務用品		ノート、けい紙、起案用紙、フラットファイル等	製品の70%(重量割合)以上が紙部で構成されており、その紙部について概ね70%以上	
	その他紙製の事務用品		画用紙等	製品の70%(重量割合)以上が紙部で構成されており、その紙部について概ね50%以上	
	板紙			概ね90%以上	
	包装用紙		封筒類	概ね40%以上	
			包装紙	概ね30%以上	
	包装用材		紙ひも等	概ね100%	
	段ボール			概ね100%	
	農業用マルチシート			概ね50%以上	
廃木材・間伐材・小径材等を利用した木製品	家具、生活・文化用品等	木材	製品の70%(重量割合)以上が木質部で構成されており、その木質部について概ね100%		
廃木材・間伐材・小径材等を利用したボード	木質ボード		製品の95%(重量割合)以上が木質部で構成されており、その木質部について概ね100%		
プラスチック再生品	食品・化粧品容器、玩具等	プラスチック	概ね40%以上		
	フィルム製品		概ね40%以上		
	繊維製品		概ね50%以上		
	機能性事務所用品等		カセットテープ、空気清浄機フィルター、粘着テープ等	概ね50%以上	
	文房具		ボールペン、ファイル等	概ね70%以上	
	屋外家具・園芸用品		ベンチ、植木鉢等	概ね50%以上	
	その他家庭用品		卵パック、ハンガー、たわし、ゴミ箱等	概ね70%以上	
	その他プラスチック製品		合成建材、産業用容器、安全標識板・杭、擬木等	概ね50%以上	

品目	商品例	循環資源	製品中の循環資源の利用割合 (重量割合)	備考
ガラスカレットを利用したガラスびん	ガラス製のビン	ガラス	概ね80%以上	
ガラスカレットを利用した日用品	ガラスコップ、まほうび ん等		製品の50%(重量割合)以上が ガラスカレットを含むガラス材料で 構成されており、そのガラス材料 について概ね70%以上	
ガラスカレットを利用した耐熱性日用 品	耐熱ガラス食器等		製品の50%(重量割合)以上が ガラスカレットを含むガラス材料で 構成されており、そのガラス材料 について概ね20%以上	
ガラスカレットを利用した陶磁器製日 用品	陶磁器耐熱食器等		製品の15%(重量割合)以上が ガラスカレットを含むガラス材料で 構成されており、そのガラス材料 について概ね70%以上	
ガラスカレットを利用した土木資材	中空ガラスブロック、路 面表示塗装用ガラス ビーズ、ステンドグラ ス、園芸資材等		製品の50%(重量割合)以上が ガラスカレットを含むガラス材料で 構成されており、そのガラス材料 について概ね50%以上	
板ガラス			概ね10%以上	
再生材料を利用したタイル・ブロック	陶磁器質タイル、舗装 用平板、インターロッキ ングブロック等	採石・窯業廃土、 陶磁器、プラス チック、ゴム、ガラ ス等	概ね60%以上(常温成型品)	
			概ね50%以上(焼成品)	
		ゴミ焼却灰、 下水道汚泥	概ね50%以上(常温成型品)	
			概ね40%以上(焼成品)	
舗装材、盛土材、コンクリート	再生クラッシャーラン、 再生コンクリート、舗装 補修材、埋戻材等	コンクリート、アス ファルト、焼却灰 等	概ね50%以上	
使用済みタイヤ・チューブの再生品		ゴム	概ね100%	
肥料、土壌改良材、緑化基盤材		動植物性残さ、木 くず、家畜ふん 尿、汚泥等	概ね70%以上	
生コンクリート		フェロニッケルスラグ	概ね5%以上	
コンクリート2次製品		フェロニッケルスラグ	概ね5%以上	
		ガラス	概ね5%以上	
		繊維くず・木くず	概ね10%以上	
		陶磁器・がれき	概ね40%以上	
		鉄物廃砂	概ね2%以上	
上記以外のもの(品目名は別途決定)		循環資源	別途決定	

鳥取県グリーン商品認定申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住所（所在地）

氏名（事業者名）

（代表者職・氏名）

電話番号

鳥取県グリーン商品認定要綱第 3 条第 2 項の規定により、次の商品の認定を申請します。
なお、認定された場合には、本書の内容が公表されても差し支えありません。

1	品	目	名	
2	商	品	名	
3	用		途	
4	商品概要説明（HP掲載時の「製造者からの一言」）			
5	価		格	
6	年間生産（販売）予定量			（ ）
7	製造・ 加工事業所	所	在 地	
		名	称	
8	販売場所 （販売開始（予定）年月）			（ 年 月 ）
9	商品のサイズ・重量等			
10	商品の原 材料	循環資源の名称 ・発生場所・利 用割合	名 称： 発生場所： 利用割合： % （うち県内で発生した循環資源の割合： % ） 調達先業者名称： 所在地：	
		その他 参考事項		
11	主 な 仕 様			
12	販売するに当たって必要 な法令上の手続			有 （ ） ・ 無

13 安全性への配慮		
14 規格等	JIS番号	有 () ・ 無
	JAS番号	有 () ・ 無
	エコマーク	有 (内容 :) ・ 無
	鳥取県土木工事 共通仕様書	有 (内容 :) ・ 無
	JIS番号	
15 生活環境保全のための措置の内容 (ISO14001など)		
16 廃棄物となった場合の処理方法等 (注1)		
17 添付書類等	1 当該商品の説明書 2 当該商品製造フロー図 3 認定基準に適合していることを証する書類 (注2及び3) 4 会社案内・パンフレット等 5 その他参考となる資料 6 商品写真データ (HP掲載用) ※写真掲載不要の場合、省略可	
18 環境基準に係る試験結果添付を省略する理由 (いずれかを選択) (注2)	☐ 省略しない ☐ (ア) 使用する循環資源が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条第1項第3号イ(1)から(5)の廃棄物に該当 ☐ (イ) 原材料もしくは用途から環境に影響を与えるおそれが少ない (例: 間伐材を使用した文房具等)	
19 担当者連絡先	職・氏名 : 所属名 : TEL : FAX : E-mail :	

(注1) 認定された商品が汚染等により廃棄物となった場合の処理、処分の方法等について簡潔に記載すること。

(注2) 認定基準に適合していることを証する書類として、以下の書類をそれぞれ添付すること。

① 土壌の汚染に係る環境基準: 溶出試験結果の写し

② 土壌含有量に関する基準: 含有量試験結果の写し

③ ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準:

ダイオキシン類の試験結果の写し (原材料に焼却灰またはばいじんを含む場合は必須)

ただし、下記の場合は試験結果の添付について全部又は一部を省略できる。

ア 使用する循環資源が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号イ(1)から(5)に規定される廃棄物に該当するもの

イ 原材料もしくは用途から環境に影響を与えるおそれが少ないと考えられるもの

なお、上記を理由に試験結果の全部又は一部の省略を希望する場合は、上記表中の「18 環境基準に係る試験結果添付を省略する理由」のうち該当する理由を選択すること。

(注3) 強度が必要なものは強度試験や耐久試験の結果、JIS やエコマーク適合品であればその証明を添付すること。

(注4) 申請書様式に記載できない場合は、別紙記載して添付してもよいものとする。

認定番号 第 号

鳥取県認定グリーン商品認定証

住 所

氏 名

鳥取県グリーン商品認定要綱第3条第1項の規定により認定を受けた商品であることを証する。

年 月 日

鳥取県知事

認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 限	
品 目 名	
認 定 商 品 名	
用 途	
原材料となる循環資源名	
製造・加工事業所の名称	
製造・加工事業所の所在地	
認 定 条 件	

様式第3号

鳥取県認定グリーン商品更新申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住所（所在地）

氏名（事業者名）
（代表者職・氏名）
電話番号

鳥取県グリーン商品認定要綱第6条第2項の規定により、次のとおり認定の更新を申請します。

なお、認定された場合には、本書の内容が公表されても差し支えありません。

1	品 目 名	
2	認 定 商 品 名	
3	用 途	
4	価 格	
5	年間生産（販売）予定量	
6	製造・ 加工事業所	所在地 名称
7	販 売 場 所	
8	商品のサイズ・重量等	
9	商品の原 材料	循環資源の名 称・発生場所 ・使用割合 名 称： 発生場所： 使用割合： （うち県内で発生した循環資源の割合： ） 調達先業者名称： 所在地：
10	廃棄物となった場合の 処理方法等（注1）	
11	特記事項	
12	担 当 者 連 絡 先	職・氏名： 所 属 名： T E L： F A X： E-mail：

（注1）認定された商品が汚染等により廃棄物となった場合の処理、処分の方法等について簡潔に記載すること。

（注2）上記表中の4、5、7、12を除き、従前から変更があった場合は、併せて変更届（様式第4号）を提出すること。

（注3）以下の資料を添付すること。

（1）要綱第5条別表1に掲げる認定要件への適合状況【別紙】

（2）上記（1）を証する資料（試験結果等）。ただし、第11条第1項の規定により認定要件適合状況報告を行った日からこの申請の日まで6か月経過していない場合は、原則として、この資料の提出を省略することができる。

なお、下記の場合、環境基準に係る試験結果の添付について全部又は一部を省略可。

ア 使用する循環資源が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条第1項第3号イ（1）から（5）に規定される廃棄物に該当するもの

イ 原材料もしくは用途から環境に影響を与えるおそれが少ないと考えられるもの
なお、上記を理由に試験結果の添付について全部又は一部を省略する場合は、別紙の「環境基準に係る試験結果添付を省略する理由」で該当する理由を選択すること。

【別紙】要綱第5条別表1に掲げる認定要件への適合状況

(1) 基本的事項

要 件	適 合 状 況
製造又は加工する事業所は、生活環境保全のために必要な措置が講じられているか。	
県内の事業所で製造又は加工しているか。	
販売しているか。	

(2) 安全性への配慮

要 件	適 合 状 況
特別管理廃棄物（一般・産業）を利用しているか。	
溶出試験等の試験結果は認定要件に定める基準に適合しているか。	
品質基準及び環境基準に係る試験結果添付を省略する理由 (いずれか1つのみ選択) (注3)	☐ 省略しない ☐ 認定要件適合状況等報告書(様式第6号)に添付して提出した日から6か月を経過していない 【以下、環境基準に係る試験結果添付省略理由】 ☐ (ア)使用する循環資源が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条第1項第3号イ(1)から(5)の廃棄物に該当 ☐ (イ)原材料もしくは用途から環境に影響を与えるおそれが少ない(例：間伐材を使用した文房具等)

(3) 規格等

要 件	適 合 状 況
商品及び用途に係る規格等を満足しているか。	

(4) 循環資源の利用

要 件	適 合 状 況
原材料の循環資源の県内調達率が別表2に定める率以上か。	
原材料の循環資源の利用割合が別表3に定める率以上か。	

鳥取県認定グリーン商品変更届出書

年 月 日

鳥取県知事

様

申請者 住所（所在地）

氏名（事業者名）

（代表者職・氏名）

電話番号

鳥取県グリーン商品認定要綱第7条の規定により、次のとおり認定商品の変更について届け出ます。

1	認定番号	
2	認定商品名	
3	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容		

（注）変更届出書様式に記載できない場合は、別紙記載して添付してもよいものとする。

鳥取県認定グリーン商品認定廃止届出書

年 月 日

鳥取県知事

様

申請者 住所（所在地）

氏名（事業者名）

（代表者職・氏名）

電話番号

鳥取県グリーン商品認定要綱第8条の規定により、次のとおり認定の廃止を届け出ます。

ついては、別添のとおり認定証を返還します。

記

1 認定番号	
2 認定商品名	
3 廃止理由	

鳥取県認定グリーン商品認定要件適合状況等報告書

年 月 日

鳥取県知事

様

申請者 住所（所在地）

氏名（事業者名）

（代表者職・氏名）

電話番号

鳥取県グリーン商品認定要綱第11条第1項（第2項）の規定により、次のとおり報告します。

1 認定番号	
2 認定商品名	
3 認定日・更新日	認定日： 直近の更新日：
4 年間製造量	※まとめて報告する場合であっても認定商品ごとに記載すること。 上記数量の原料とした循環資源の種類と数量 種類： 数量：
5 年間販売量	※まとめて報告する場合であっても認定商品ごとに記載すること。
6 担当者（連絡先）	職・氏名： 所 属 名： T E L： F A X： E-mail：

7 別表 1 に掲げる認定要件への適合状況

(1) 基本的事項

要 件	適 合 状 況
製造又は加工する事業所は、生活環境保全のために必要な措置が講じられているか。	
県内の事業所で製造又は加工しているか。	
販売しているか。	

(2) 安全性への配慮

要 件	適 合 状 況
特別管理廃棄物（一般・産業）を利用しているか。	
溶出試験等の試験結果は認定要件に定める基準に適合しているか。	
品質基準及び環境基準に係る試験結果添付を省略する理由 （いずれか 1 つのみ選択）（注 1）	☐ 省略しない。 ☐ 年度内に製造実績がない ☐ 認定または更新後 3 か月を経過していない。 【以下、環境基準に係る試験結果添付省略理由】 ☐ (ア) 使用する循環資源が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第 6 条第 1 項第 3 号イ（1）から（5）の廃棄物に該当 ☐ (イ) 原材料もしくは用途から環境に影響を与えるおそれが少ない。（例：間伐材を使用した文房具等）

(3) 規格等

要 件	適 合 状 況
商品及び用途に係る規格等を満足しているか。	

(4) 循環資源の利用

要 件	適 合 状 況
原材料の循環資源の県内調達率が別表 2 に定める率以上か。	
原材料の循環資源の利用割合が別表 3 に定める率以上か。	

（注 1）安全性への配慮の適合状況については、必要に応じ、年度内に 1 回以上品質試験を行い、その直近の結果等を添付すること。ただし、下記の場合は試験結果等の添付について全部又は一部を省略できる。

① 年度内に製造実績がない。

② 認定または更新後 3 か月を経過していない。

【以下は環境基準に係る試験結果の添付の省略が可能な場合】

③ 使用する循環資源が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 3 号イ（1）から（5）に規定される廃棄物に該当するもの

④ 原材料もしくは用途から環境に影響を与えるおそれが少ないと考えられるもの

なお、上記を理由に試験結果の全部又は一部の省略を希望する場合は、上記表中の「試験結果添付を省略する理由」のうち該当するものを選択すること。

（注 2）この様式に記載できない場合は、別紙に記載してそれを添付すること。